

2019年7月

## 発行登録追補書類に記載の事項

発行登録追補書類番号 30 - 外 1 - 10  
令和元年7月11日提出

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2024年1月25日満期 米ドル建社債

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2024年1月25日満期 豪ドル建社債

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2024年1月25日満期 ニュージーランドドル建社債

本書及び本社債に関する2019年7月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2019年7月11日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

### 【今回の売出金額】

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2024年1月25日満期 米ドル建社債

2億1,950万米ドル（円貨相当額239億2,769万5,000円）

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2024年1月25日満期 豪ドル建社債

1億4,010万豪ドル（円貨相当額105億7,614万9,000円）

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2024年1月25日満期 ニュージーランドドル建社債

1億4,110万ニュージーランドドル（円貨相当額101億5,214万5,000円）

（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年7月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=109.01円、1豪ドル=75.49円及び1ニュージーランドドル=71.95円の換算レートで換算している。）

### 【発行登録書の内容】

提出日	平成30年2月1日
効力発生日	平成30年2月9日
有効期限	令和2年2月8日
発行登録番号	30-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外1-1	平成30年2月23日	259億7,245万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-2	平成30年5月11日	40億7,352万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-3	平成30年5月11日	25億2,713万7,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-4	平成30年5月11日	75億547万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-5	平成30年8月27日	304億1,903万9,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-6	平成31年1月10日	22億1,520万円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-7	平成31年1月10日	59億7,564万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-8	平成31年1月10日	68億4,012万7,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-9	平成31年3月8日	300億5,532万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		1,155億8,392万6,000円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 2,844億1,607万4,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2024年1月25日満期 米ドル建社債、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2024年1月25日満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2024年1月25日満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報>

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出有価証券】

#### 【売出社債（短期社債を除く。）】

##### 米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	2億1,950万米ドル
売出価額の総額	2億1,950万米ドル
利率	年率1.95%

##### 豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億4,010万豪ドル
売出価額の総額	1億4,010万豪ドル
利率	年率1.52%

##### ニュージーランドドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億4,110万ニュージーランドドル
売出価額の総額	1億4,110万ニュージーランドドル
利率	年率1.78%

### 2 【売出しの条件】

#### 社債の概要

##### 1 利息

###### 米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年7月25日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき9.75米ドルである。

### 豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年7月25日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき7.60豪ドルである。

### ニュージーランドドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年7月25日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき8.90ニュージーランドドルである。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(令和元年7月11日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

以 上